

平 成 30 年

第 8 回太宰府市定例教育委員会会議録

平成30年 7 月 25 日

太宰府市教育委員会

平成30年第8回（7月）定例教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 平成30年7月25日（水）
午後2時00分開会
午後3時05分閉会 |
| 2 | 場 所 | 太宰府市役所4階 大会議室 |

2 出席委員の氏名

教育長	樋 田 京 子
委 員	野 中 秀 典
委 員	武 藤 佳穂里
委 員	桑 野 裕 文
委 員	日下部 寛 行

3 欠席委員の氏名

なし

4 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教育部長	緒 方 扶 美
教育部理事	江 口 尋 信
学校教育課長	吉 開 恭 一
文化財課長	城 戸 康 利
スポーツ課長	安 恒 洋 一
文化学習課長	百 田 繁 俊
指導主事	堀 浩 二
指導主事	井 上 和 信
指導主事	田 中 稔 彦
教育支援センター	園 田 正 斉 （代理）
教務係	安 部 智 之
教務係	瓜 生 美 咲

7月定例教育委員会会議次第

1 開 会

2 今回会議録の署名委員 武 藤 佳穂里 委員

3 報 告

(1) 教育長報告

(2) 各課・館の月間主要行事報告

(3) 各課・館の月間主要行事計画

4 審 議

議案第19号 専決事項の承認について（太宰府市教育支援センター運営委員会委員の委嘱について）

議案第20号 専決事項の承認について（太宰府市文化財専門委員会委員の委嘱について）

議案第21号 平成31年度使用小学校教科用図書（道徳を除く）及び中学校教科用図書（道徳）の採択について

5 閉 会

午後 2 時 00 分 開会

○樋田教育長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席数は 5 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 30 年第 8 回太宰府市教育委員会 7 月定例会を開催いたします。

本日は、傍聴人がおいでです。お手元に傍聴人規則をお配りしておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおります。

[会議録の署名委員]

○樋田教育長

今回、会議録の署名委員は、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、武藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

[教育長報告]

○樋田教育長

次に、報告に入ります。

まず、教育長報告をいたします。私から 2 点、報告をさせていただきます。

1 点目は、7 月初めの豪雨についてです。

数十年、百何十年に 1 回という豪雨でして、太宰府市においても、大雨、土砂災害の特別警報が出されるという状況でした。ちょうど小中学生の登下校の時間にも重なるということもありましたので、学校と連携しながら、まずは子どもたちの安全確保に努めたところですが、おかげさまで、けが、その他事故もなく、子どもたちの安全が担保されたということで非常にありがたく思っているところです。

ただ、土砂災害等の影響により、登下校の道筋が一部変更になっているところもまだ残っていますが、もう少しで全て復旧をすべく考えています。

2 点目は、熱中症についてです。特に夏休みに入る前、この豪雨がおさまった後、かなりの暑さが続いています。前期・前半の終業式の前はかなり心配しましたが、こちらも大きな事故は学校内で起こっておりません。ただ、市民プールに 1 人で泳ぎに来ていた中学生が、ちょっと気分が悪くなって倒れるという事例がありました。緊急搬送されましたが、すぐに回復したということで安心をしているところです。熱中症にかかわる事故も、まだ休み中ではありますが、留意していかなければいけないと思っているところです。

報告は以上です。

何かご質問ありませんか。

[各委員 なしの声]

[各課・館の行事報告及び行事計画]

○樋田教育長

それでは次に、各課・各館の月間主要行事報告、行事計画に入ります。
では、各課長のほうから説明をお願いします。

○社会教育課教務係長

社会教育課から報告します。

7月の行事報告になります。2ページをごらんください。

まず、10日に、筑紫地区社会教育振興協議会役員会が行われています。

次の日、11日に、青少年育成市民の会の運営委員会が行われています。

19日には太宰府小学校区通学合宿実行委員会が行われまして、その翌日にその合宿参加者の抽選会が実施されています。抽選により18名の子どもたちが選出されています。

また、同日20日の22時より、毎月行われています夜間街頭補導を行っています。

23日は家庭教育学級の合同人権講演会が行われて、飲酒運転の事故によりお子様を亡くされた山本美也子様がお見えになられ、講演を行いました。

そして、28日ですが、ジュニアリーダーズクラブ夏季キャンプを、大分県中津市にて行います。1泊2日の予定で、子どもが23名、大人が約10名参加します。

30日はそよ風学級一日研修がグリーンピア八女で行われます。こちらは参加者40名の予定になっております。

次に、8月の行事予定をご報告します。4ページをお開きください。

3日と17日は、夜間街頭補導が行われます。

10日金曜日19時から、第1回目の人権講座「ひまわり」が開催されます。この人権講座「ひまわり」は、10日の日を初回として、年間、12月まで全6回開催されます。そのうちの1回、11月11日に特別支援学校において昼講座も開かれます。もしお時間がとれる方がいらっしゃれば、ぜひご参加ください。

24日、成人式代表者会及び1回目の実行委員会を行う予定です。

最後に、29日、筑紫地区社会教育振興協議会社会教育部会を開催します。

社会教育課からは以上です。

○樋田教育長

続きまして、学校教育課から報告をお願いします。

○学校教育課長

学校教育課の所管事業について、報告します。

まず、7月の行事です。

7月の第1週ですが、台風及び大雨の影響で、学校訪問を予定していましたが、スケジュールが大幅に変更になっています。3日の東中学校は10月2日に延期となりました。それから、5日の太宰府小学校は授業参観のみの実施、学業院中学校は6日から9日に変更して実施しました。委員の皆様には、急な日程変更にもかかわらずご出席いただきありがとうございました。

7月は学校給食関係の行事がたくさん入っています。

4日に学校給食会の理事会がありました。

それから、12日に給食物資納入業者への視察で、市の栄養士と学校の栄養教諭で納入業者の衛生点検を実施しています。

それから、27日には学校給食料理コンクールを、31日には中学校給食調査・研究委員会を開催する予定です。

そのほか、18日には教育支援センターの運営委員会、20日には前期・前半の授業終了日、27日は、太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会を実施しました。

31日には太宰府市教育委員会主催の夏季全体研修を実施予定です。

次に、8月の行事について報告します。4ページをお願いします。

3日は特別支援教育の合同研修会を実施します。特別支援学級の担当者、それから通級指導の担当者、特別指導教育のコーディネーター等も合同の研修会です。

4日ですが、太宰府市立4中学校の合同演奏会を開催します。

7日は、筑紫地区の地域特別支援連携協議会特別支援セミナーをプラム・カルコアで実施します。

17日ですが、太宰府市英語暗唱・スピーチ大会、通称うめのみ杯を開催します。

それから、学校の授業は27日から授業が始まる予定です。

学校教育課からは以上です。

○樋田教育長

文化財課、お願いします。

○文化財課長

文化財課から報告します。2ページをお願いします。

2日月曜日ですが、全国史跡整備市町村協議会の予算懇談会と役員会がありました。これは市長が現在理事ですが、この役員会で、秋の総会で副会長になられるという承認をいただきました。また、予算懇談会は、議員会館で議連の先生方と31年度の予算をお願いするというので、市長から要望として、史跡地利用の規制緩和を進めてほしいという件と、管理費についての国の補助をお願いしたいという要望をしています。

それから、11日は水城跡整備事業推進協議会、これは大野城市、太宰府市、福岡県とで構成しておりまして、市をまたいでいる水城を整備していくための協議会ですが、ここで平成30年度の事業の承認が終わりました。

14日は、太宰府発見塾3回目で、155名の参加ということで、出席率は78%でした。

26日、明日からですが、今度は九州地区の市町村文化財保存整備協議会が伊万里市であります。これも市長が監事をしていきますので市長が行くことになっています。

続きまして、4ページをお願いします。

史跡絡みが多いのですが、31日金曜日、全国史跡整備市町村協議会の部課長会議が秋の総会に向けた調整として開催しますので、私が参ります。

文化財課からは以上です。

○樋田教育長

文化学習課、どうぞ。

○文化学習課長

文化学習課です。

7月の行事報告です。資料の2ページから3ページにかけてお願いします。

7月4日、それから11日、太宰府西中及び学中の生徒さんによる図書館での体験学習を行いました。

そのほか、7月の主なものとしまして、24日から今週の金曜日まで、太宰府市能楽こども教室を開催しています。

そのほか、まほろば市民大学は予定どおり12日に行い、次回は26日開催予定としています。

続きまして、8月の予定でございます。4ページをお願いします。

夏休みになりましたので、8月3日、小学生読書リーダー養成講座を図書館の主催で行います。

それから、まほろば市民大学、これは23日です。

このほか、9月上旬に開催予定の自衛隊のふれあいコンサートは、今月末まで募集をしておりますが、昨年同様、定員オーバーにより抽選になる申し込み状況です。

文化学習課からは以上です。

○樋田教育長

スポーツ課、どうぞ。

○スポーツ課長

スポーツ課からです。3ページをお願いします。

先月に続き、体育の日の実行委員会を各会場で行っています。

今後の予定に関しては、本日、定例的ないこいの家事業と、28日にサマーナイトペタンクを学業院中学校と東中のグラウンドで行います。

教育長からもありましたが、プールのプレオープンで、3日間で9,600人の入場者数でした。その際、入場を待っておられる方の熱中症対策の要望がホームページのほうにメールが届いておりましたので、防災安全課からテントを借りて、待っておられる方のためのテントを1張り、20日から張っているところです。

続きまして、8月の主要行事です。4ページをお願いします。

8日の夏季大会の結団式については、選手の出席が少ないため、昨年に引き続き中止となっておりますので、削除をお願いします。

18日の土曜日、太宰府中学校と西中学校のグラウンドでサマーナイトペタンクを開催する予定です。

19日の日曜日は、県民体育大会の夏季大会で、筑後広域のプールで、小中高生が28名、一般が3名、計31名の参加をもって臨みます。

20日は、定例のスポーツ推進委員定例会議を開催します。

屋外プールの営業は26日までとなっています。

28日には、定例のいこいの家事業を行う予定にしています。

スポーツ課からは以上です。

○樋田教育長

以上、行事の報告と計画について説明しました。質疑はございませんか。

○桑野委員

質疑というよりもお願いですが、これは社会教育課からスポーツ課、全てに絡むことだと思います。気象庁がみずから「この暑さは災害です」と言っています。いろいろな計画をする際に、特に主催事業の場合は目が行き届きますので、様々な対応等をされてるようですが、いわゆる後援している事業なども、ある程度目を配られて、これは危ないのではと思うところは少し指導するなどがあって然るべきかと思います。

小学校も本市は2学期制ですが、いわゆる終業式、修了式を教室でやったり、中学校は中体連の行事を動かしたり、高等学校の例の甲子園も全校応援を中止にするなど、子どもだけじゃなくて大人、全ての市民全体に対するきめ細やかな配慮をしていただきたいと思っています。

○樋田教育長

ありがとうございます。実は太宰府市の関係する団体でも、夏休みに野外活動等を行うところがあったのですが、暑さによる熱中症を心配して、30度以上超えたら行わないというように見直しました。そのため、30度を超える予想で、子どもの参加が中止となった事業もありました。

夏休みですから、社会教育関係の事業も今後増えてきますので、今、桑野委員がおっしゃった熱中症等の対策については十分気をつけていきたいと考えているところです。

ほかにご覧いませんか。

[各委員 なしの声]

[議案第19号 専決事項の承認について（太宰府市教育支援センター運営委員会委員の委嘱について）]

○樋田教育長

それでは、審議に入ります。

議案第19号を議題とします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第19号、専決事項の承認について（太宰府市教育支援センター運営委員会委員の委嘱について）。

標記について、専決したので報告し、承認を求める。

平成30年7月25日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長

議案第19号、太宰府市教育支援センター運営委員会委員の委嘱について説明します。資料は5ページから8ページまでです。

太宰府市教育支援センター運営委員会委員の委嘱については、同委員会規則第3条に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することになっています。

太宰府市教育委員会の委任事務等に関する規則第2条第1項第4号に定める教育長に対する委任事務について、教育委員会を招集する時間がありませんでしたので、太宰府市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定に基づき専決しましたので、同条第2項の規定に基づき承認を求めるものです。

なお、第1回の運営委員会につきましては、既に7月18日に開催をし、委員の皆様には委嘱状を交付いたしております。また、委員の任期は平成30年7月18日から平成32年7月17日までの2年間です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○樋田教育長

説明が終わりました。質疑を行います。何か質疑ございませんか。

資料として運営委員会の規則も添付をしています。

○野中委員

会議の日程ですが、それはこの委員会で、どれくらいの頻度であるかということは決められるのですか。毎月1回開催するなど、そのような定例会議を設定されているのですか。

○学校教育課長

センターで、運営委員会ということですが、年2回の会議を予定しています。2回目の会議について、まだ具体的な日程等は決まっていません。予算の範囲内ということでは会議を開催する予定で考えています。

○樋田教育長

運営委員会の開催については以上のようなようですが、よろしいですか。

ほかにご質問ございませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それ以外、支援センターでは関係機関との連携ということで、いろいろな会議が開かれています。例えば内部の会議や学校との会議等々も含めて、さまざまな会議がかなり頻繁に開かれています。

では、この件につきまして、討論もございませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第19号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員賛成です。したがって、議案第19号は承認をされました。

[議案第20号 専決事項の承認について（太宰府市文化財専門委員会委員の委嘱について）]

○樋田教育長

続きまして、議案第20号について議題とします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第20号、専決事項の承認について（太宰府市文化財専門委員会委員の委嘱について）。

標記について、専決したので報告し、承認を求める。

平成30年7月25日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

それでは、提案理由の説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長

説明します。

これは、前議案と同様で、専決をしたものです。10、11ページをご覧ください。

太宰府市文化財専門委員会ですが、2条にありますように、所掌事務としては、文化財の学術的評価と、それらの保存と活用に関する事項について調査審議をお願いするものです。直近では、斎藤秋圃に関する資料についてのご審議をいただいて、文化財の指定に至ったものです。

この委員会が平成30年7月31日をもって任期満了となりますので、平成30年8月1日から32年7月31日までということで、新たに委嘱をしたものです。委員については、10ページにあるように、各専門分野の方々に構成をしています。

備考のところにあるように、全て再任ということで、今回メンバーは変わっていません。以前から言われています、女性の登用ですが、今回もその準備はしておりましたが、前任の方々がもう1回してくださるとおっしゃられたこともあり、入れかえることができませんでした。そのため今回まだ女性が入っていないという状況になっています。文化財課としても女性の登用もと思っておりますので、次回改選の際には必ず女性を入れるということで、今から準備を進めていきたいと考えています。

この委員会については、大体年2回行っています。1回は文化財指定についての案件を

審議いただき、2回目でそれについて指定すべきかどうかということを中心とした議論をいただいているという状況です。

説明は以上です。

○樋田教育長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

○桑野委員

名簿上8名かと思います。委員会規則上は、組織第3条10名以内の委員で組織すると。2名欠員があり、先ほどの説明の中で女性の登用をということでしたが、その点、何か絡みがあったのですか。

○文化財課長

1名の方が当初退任したいということをおっしゃったので、その分野の女性の方を充てるべく準備を進めていたのですが、その先生が「もう1回だけする」とおっしゃった。その分野が重なるということもありまして、人数を増やすということではなく、このままの状態でもう1回ということに落ちついたところです。

○桑野委員

これは意見と要望です。分野が重なるという考え方と、委員会規則上10名以内という規約があるということと、女性の登用ということ、三つを絡めたときに、女性1名追加で9名にしてもよかったのではという個人的な意見として申し上げます。

○文化財課長

必要といたしますか、分野でもう少し考えて、新たな分野として女性の方が追加できればということは検討していきたいと考えます。以上です。

○樋田教育長

男女共同参画を推進する上でも、女性委員への委嘱というのは非常に重要な課題です。今後、発掘・登用を積極的に行ってまいりたいと考えているところです。

ほかにごございませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、採決を行いたいと思います。

議案第20号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員賛成です。したがって、議案第20号は承認をされました。

[議案第21号 平成31年度使用小学校教科用図書（道徳を除く）及び中学校教科用図書（道徳）の採択について]

○樋田教育長

続きまして、議案第21号を審議します。教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第21号、平成31年度使用小学校教科用図書（道徳を除く）及び中学校教科用図書（道徳）の採択について。

標記について、承認を求める。

平成30年7月25日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

それでは、提案理由の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長

それでは、議案第21号の提案理由を説明します。

平成30年度は、小学校で平成31年度に使用される特別の教科、道徳以外の教科書、中学校で平成31年度及び平成32年度に使用される特別の教科、道徳の教科書の採択を行うこととなります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第14条第1項の規定に基づき、小中学校で使用する教科用図書の採択は、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていますことから、今回提案をさせていただくものです。

教科用図書の採択については、各市町村教育委員会にて採択を行うこととなりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとなっていることから、今回、筑紫地区内各市町の教育長で組織します第1地区（筑紫地区）教科用図書採択協議会にて、道徳を除く小学校教科用図書の選定及び道徳の中学校教科用図書の選定が行われ、協議の結果、平成31年度から使用する教科用図書として、本日配付しております資料15ページの資料A及び18ページの資料Bの結果のとおり、選定を行われています。

なお、これらの教科用図書は地区単位の採択となっており、筑紫地区のそれぞれの教育委員会において、今回提案しております教科用図書の採択が承認されますと、筑紫地区内の全ての小中学校が使用するものとなります。

それでは、教科書選定の組織等経過について説明します。資料は23ページの資料Fをお願いします。

そちらに選定の経過という一覧表があります。まず、平成30年4月24日ですが、筑紫地区4市1町の教育長5名による筑紫地区教科用図書採択協議会を発足しました。採択協議

会は教科用図書選定委員会を組織し、6月1日に、選定委員会に対して、平成31年度使用の中学校教科用図書選定（道徳）について調査研究し答申するよう諮問しました。

選定委員会は、校長、教頭、教諭等数名で構成し、6月から7月まで、答申に向けて教科用図書の調査研究を行っていただきました。

なお、小学校教科用図書については、新たに検定を申請した図書がなく、使用年度も1年のみであることから、第1地区（筑紫地区）教科用図書採択協議会規約附則に基づき、選定委員会への諮問は行わないこととなりました。

また、福岡教育事務所では、中学校の道徳の調査研究委員会を発足させ、各地区の採択協議会が教科用図書を選定するために必要な資料を作成し、6月29日、その結果が筑紫地区の採択協議会に具申されました。

選定委員会は、教育事務所における調査研究結果と学校からの意見書及び選定委員会独自の調査研究内容を踏まえ、7月18日、教科用図書採択協議会に選定結果の答申を行っています。その答申をもとに、筑紫地区市町教育長で協議を行った結果、今回報告しました平成31年度使用小学校教科用図書（道徳を除く）選定結果及び平成31年度使用中学校教科用図書（道徳）選定結果が作成されました。

次に、その結果と理由を説明します。

まず、小学校教科用図書についてですが、15ページの資料Aをご覧ください。表は、左から教科の種目、発行者の番号並びに略称、選定した教科書の名称を記載しています。

選定の主な理由は、平成29年度検定において、新たな教科書の申請がなく、学習指導要領の改訂に伴い、使用期間が平成31年度の1年間であり、また、16ページの資料B及び17ページの資料Cのとおり、平成26年度採択時に綿密な調査研究がなされていること、4年間の使用実績において支障がなかったことから、現使用教科書を継続使用するという理由です。

次に、中学校教科用図書については、18ページの資料Dをご覧ください。こちらも同じように、表は左から教科の種目、発行者の番号並びに略称、選定した教科書の名称、備考欄にその教科書を選定した理由を記載しています。

発行者は東京書籍で、教科用図書名は「新しい道徳」、選定の主な理由は、「問題解決や対話活動等の工夫に優れ、主体的な学びや多面的な思考が期待できる。いじめ問題・生命倫理・情報モラル等の多様な教材とその活用に工夫があり、本地区の実態に適している。生徒の自己評価欄は教師の有効な評価材料となる。学級の実態や指導力量に応じ、創意工夫した活用が可能である」という理由です。

以上、説明を終わります。

○樋田教育長

説明が終わりました。

教科書については、事前に教育委員さんにお届けしたり、またはこの会議とは別途に、協議、研究する機会を設けるなど、教科書自体を見ていただいているという状況です。あわせて、今、説明もしましたので、これからは皆様方のご自由なご論議をいただきながら、採択したいと考えています。

今の説明で、もう少し説明が必要な点がありましたら、おっしゃってください。

○野中委員

Fの23ページのところで、第1回の採択協議会の開催において、筑紫地区の協議会で規約及び細則を一部改正、それからその3行下に、協議会規約等の改正と。この中身をもう少し説明してください。

○樋田教育長

4月24日に行われました第1回目の採択協議会で、規則を一部改正しております。その内容についてですが、小学校の教科書等については普通は4年間使用しますので、来年は新しい教科書を採択する時期になります。ただ、平成32年度から学習指導要領が変わるといことは、全ての教科書の内容が変わってきますので、新しい教科書を採択したとしても実際には1年しか使用しないという事態が生じます。この場合どうするかということについて検討して、会議の規則を改正したということです。

変更した部分を読ませていただきますと、第1地区教科用図書採択協議会規約8条に、「採択協議会に選定委員会を置く。」という規程があります。その8条及び12条——12条というのは、福岡教育事務所管内の教科用図書調査研究協議会に、教科用図書の調査研究に関し諮問するという条項です。採択協議会の下部組織として選定委員会を置く、それから県の教育事務所に調査研究を諮問するという条項です。

このような場合、8条及び12条の規定にかかわらず、教科用図書の採択において、教科用図書の発行者から文部科学省に対して新たな検定申請がなく、かつ当該教科用図書を使用する期間が2年以内である場合は、協議会の議決により選定委員会を置かず調査研究協議会に諮問しないことができるとされました。そこが改正点です。

先ほど学校教育課長が説明しましたように、あと1年の使用ということと、新たな検定申請がなかったことも考慮しまして、協議会としては選定委員会を置かず、さらに調査研究協議会にも諮問をしなかったということです。

まず、小学校が今、話題となっていますので、来年度使用する小学校の教科用図書について、何か質疑はございませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、来年度から使用する中学校の教科用図書（道徳）について、質疑をお願いしたいと思います。

少し補足をさせていただきますと、今回、調査を行いました教科書は8種類です。資料Gに一覧表を載せておりますが、8社の教科書が出されました。その8社の教科書について、様々な観点を設けながら、調査研究及び選定を行ったところです。

観点と申しますのが、資料の20ページを見ていただきますと、6項目ございます。1項目が内容の範囲及び程度、2項目が内容に関する配慮事項、3項目が分量、4項目が使用上の便宜、5項目が印刷、製本等、6項目が特徴・長所またはその他特記事項という6項目につきまして、調査研究を行っています。それから、さまざまな意見もいただいているところです。

採択協議会からは選定委員会に、8社の中からまず3社を選定していただいています。その3社については、資料Eに載せています。東京書籍、日本文教出版、あかつきです。その中から、選定委員会及び教育長が委員となっている筑紫地区の採択協議会のほうで1社を選定したところです。

内容については先ほど説明があったとおりです。

○野中委員

3社選ばれて、課長から1社という説明がありましたが、この3社の中で、2つの会社が大きめのABサイズです。もう1社がAサイズ。ABサイズでも1社の場合は分量が厚いですね。1社に選ばれた会社はコンパクトなサイズで、中身もきちっと整理されているのですが、少し疑問に思ったのは、2社だけが道德ノートがついているのですね。選定された会社についてはノートがないのですが、このあたりは何か考慮された経緯があるのですか。

○樋田教育長

選定委員会からも説明を受けましたし、採択協議会の中でも議論しました。その中で、道德ノートについては、使いやすいという先生と使いにくいという先生がおられるということです。道德ノートには内容に沿って質問があらかじめ書いてあります。例えば内容に沿って質問があらかじめ書いてありますので、先生によっては質問が書いてあれば、あとは書かせるという作業にすぐ入りますので使いやすいという方もおられれば、やはり教材・題材は自分でしっかり読みこんで、自分がクラスの実態その他に合わせて質問をつくりたい。そうすると、質問が書いていることがやりにくいという先生もおられたということで、意見が分かれたそうです。かなりの論議を経まして、選定委員会としては、道德ノートはないほうが創意工夫がしやすいのではないかと意見が多かったと答申がなされました。そのことを採択協議会の中でも検討しましたが、結果としては、道德ノートのありなしは今回の選定の大きな材料にはならないという結論が出たところです。

サイズについても、ABサイズがいいのか、Aサイズがいいのか、もう一つ大きいサイズもあるのですが、それも検討されました。それとともに、結構重たい教科書もありまして、中学生とはいえ、荷物が多いものですから、それはどうかということで、重さも大きさも検討されております。

さらに印刷の状況、写真の大きさ、文字の大きさ、ポイントなど、あらゆる角度から検討がされました。

○桑野委員

私は福岡県の教育事務所管内の教科書図書調査研究協議会の一員として、この協議会に行っていて、その会合でもこの話題はありました。

道德の評価の仕方が基本的に、今回文科省も出しているように記述式で、評価する際に、あまり子どもも指導者の教員も先入観を持ってしまおうといけないなど。それがいわゆるノート形式になると、どうしてもいろいろな観点が縛られて、それがどう利用されているか、子どもたちがどう書いているかということに目が行きがちになってしまわないかという懸

念をもつ方もいました。

○樋田教育長

ありがとうございます。

本日配布した資料に、道徳がどう変わるのか、評価はどうするかといったものもつけていますし、教育委員会の中でも勉強をさせていただいたところです。実際には、検定教科書を使うようになりますが、大きく変わるのは、「考え議論する道徳」ということで、これから子どもたちは自分の意見を言う、しかし相手の意見も聞く、その中で、相手の意見を聞きながら、また自分の価値観をつくっていく、そのようなことが求められる時代になってきます。そのような意味では、教科書をずっと読み聞かせるという形ではなく、議論できるという道徳のスタイルが今後求められていくのではないかと考えているところです。

指導主事がおりますので、今後の道徳について、何かつけ加えることがあればお願いします。

○堀指導主事

教科書ですが、どの教科もそうですが、読み物を教えて感想を書かせることや、これが大切だよっていうことを教え込むということではなく、この教科書を使ってどう教えていくのかということが、「考え議論する道徳」ということではないかと思えます。

ここで言われているのは、自分事としてしっかり捉えるということです。他人のことであって、物語のことで終わってしまうのではなくて、例えば自分だったらどうするかなど、そのようなことを考えながら学んでいくということが言われています。したがって、子どもたちが道徳の時間に、友だちの意見と一致した、物語の主人公と合ったときに、自分自身が今後どうしていくかということにつなげていくことが大切だと捉えています。

評価のこともありましたが、自分の中でどれだけ成長できたのかということ子どもたちが実感しているかということも見ていかななくてはいけないと思えます。その中で、これは今までもそうでしたが、道徳のときに子どもたちが何を発言するか、何を記述するのかということを通して、子どもたちの成長を見ていくと思うのですが、自己評価等があると、自分たちの中でどう実感したか、例えばこの1時間と、1カ月後の1時間のときに、子どもたち自分自身が評価した数値がどう変わったのか、内容がどう変わったのかということを見て、子どもたちが成長したかということ先生方が見つける一つの指標になるのかなとは思っています。

もちろん、評価は記述によるので、個人内で子どもたちがどう成長したのかということの評価していく一つの材料になるのかなと思えます。

教科書についても、先ほど教科書で教えるという話をしましたが、主たる教材は教科書ということですので、当然、先生方が、先ほどの道徳ノートに書いてある質問に沿って進めることはなかなか難しいところがあると思えますので、授業づくりを先生方がしていく中で必要なほかの材料があれば使うということも出てくると思えます。

○武藤委員

学習指導要領の改正で、道徳が教科書を使って指導になるということは、私個人的にはものすごく違和感を覚えるのですね。子どもたちや学校の先生方の中で、そのような声は

なかったですか。教科書も事前に見て、子どもたちが入りやすいイラストだったり、物語のわかりやすい言葉だったり、とてもわかりやすかったとは感じましたが、自分の思いなど、クラスの中でどのように道徳として教えて指導していくかというのはものとても大切なことです。先生方や子どもたちから、何か少し違和感を覚えるとか、このようにしていったらいいんじゃないかというような声とか、そういうのは出ているのですか。

○堀指導主事

違和感というか、今までの道徳が、よくあるものが物語を読んで主人公はどう考えたでしょう、これはやはり大切な考え方だから、今日学んだことはここが大切というような教え方が見られていました。それは当然、小学校、中学校、年齢、学年、発達段階によって変わってくると思います。小学校1年生の授業と中学校3年生の授業は違ってきます。特に高学年になると、わかってはいるけど、なかなかできないというようなところが正直なところで、それは文科省の話の中にもあります。それをどう教えていくのかというところで、逆に、今まで我々が申してきたのが、そういうわかりきったことを教えるのではなく、生きていく中で、自分たちが何を考えて、できないならできないで今後どうしていくべきなのか、そういうことまで落としていく必要があるのではないですかという話をしてきました。

今、アクティブ・ラーニング——主体的・対話的で深い学びという話で、これは全教科に話が広がりますが、自分が主体的に学んでいくということでは、今回の文科省が進めている「考え議論する道徳」は必要です。ですから、学校でどのような授業を展開していけばいいのかということを考えていきましょうと話をしていきますし、学校でもそのような研修会を行っています。教科書があるから、これが大切だからしなさいという授業ではなく、子どもたちが自分事として考えていく授業を模索していくべきであるということ、こちら、学校のほうも考えているところです。

○武藤委員

お願いします。

○樋田教育長

ほかにございませんか。

○日下部委員

指導主事のお話を聞く前に少し思っていたことなのですが、今回のこの道徳の教科書に関しましては、やはり自己評価ページというのが非常に大きな意味合いを占めていると私も考えています。

ただ、自己評価というのは大変難しいことでもあり、やはり個人差というものもあるので、道徳の授業の中でその方向性というもの、自分で考える力をしっかりと踏まえた上で、最終的な自己評価につながっていくということが重要になると思いますが、この自己評価ということに関してはどのようにお考えですか。

○堀指導主事

まず、子ども自身が自分を客観的に捉えて評価していくというのは、実はとても難しいことだと思います。ですので、先生方がそのことを見られたからことで直接自己評価がよくなり成長したねっていうことには、短絡的には結びつかないと思います。

先ほどの教科書の中も、子どもたちにとっておもしろそうな絵があったり、物語があったり、それだけで多分その時間というのは中身の濃いものになる可能性があるのですが、そこは加味しながら、そのことを一つのきっかけとすることが大切だと思います。自己評価がほんとに子どもたちの行動と一致できているのかということも、先生方の評価や、子どもを見る目にもつながると思います。例えば評価が極端に落ちてしまったときというのは何かのサインだと思いますので、それで子どもたちの記述を分析し、道徳教育とは学校の教育活動全体でと言われているように、日常的なところで子どもたちを見る目にもつながっていくのではないかと思いますので、その数値評価が直接、先生方の道徳に関する評価につながるのかと言ったら、そうではないのかなと思います。

○日下部委員

ありがとうございます。

○堀指導主事

評価に関しては、また新たに入ってくるころですので、当然こちらとしても情報提供、それと研修の場等々については提供していく必要はあると思っています。

○樋田教育長

いずれにしても変わりますので、先生方が混乱なく進められるように、教育委員会としてもいろんな情報提供、研修等を今行っているというところなんです。今後とも子どもたちのためになるということを前提に、いろいろな研究を進めたいと考えているところです。

ほかにございませんか。

○桑野委員

この議案は第21号議案として、一つは小学校の教科書（道徳を除く）及び中学校と、二つあると思いますので、この採決の方法について、一つは意見、一つは質問をしたいと思います。

一つの意見は、一つの採択としてやられることについては賛成意見という意味で言います。それは、この小学校は、いわゆる親団体じゃないですが、いろんな委員会の名前があるので正確に委員会の名前を伝えきれませんが、いわゆる筑紫地区の採択協議会で、先ほどの様々な理由で既に認められ、審議を経て、答申も求めないという形でされているので、これ自体に関しては、私は一緒に採決をとられてもいいという賛成意見です。

もう一つの質問は、もしこれが否決された場合、ほかの団体、ほかの市町村、太宰府以外のところと太宰府市が異なった意見になった場合は、もう1回、筑紫地区で決めるわけですね。それらを懸念して、ほかの地区でも同じような形の採決方法をとってらっしゃるのかという質問です。

○樋田教育長

基本的には、筑紫地区で同一の教科書を使うことになっていきますので、各教育委員会で議論していただく方法等については共通事項ということで確認をしています。

○桑野委員

わかりました。

○樋田教育長

ほかにご質問はございませんか。

今ご意見いただきましたように、否決ということになると、また採択協議会をもう一度開くこととなりますので、小学校の教科書（道徳以外）と中学校の道徳の教科書については、別々に採決をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

それではまず、資料Aをご覧ください。小学校の教科書に関する資料です。

もう一度、選定の理由を確認しますと、小学校の道徳を除く教科用図書については、平成29年度検定において、新たな教科書の申請がなく、学習指導要領の改訂に伴い、使用期間が平成31年度の1年間であり、また、平成26年度採択時に綿密な調査研究がなされていること、4年間の使用実績において支障がなかったことから、現使用教科書を継続使用とするということです。

小学校の教科書について現行どおりという選定結果につきまして、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。

続きまして、中学校の道徳の教科書の採択を行います。

資料Dをご覧ください。8種類の教科書の中から1種類を採択結果として出させていただいております。道徳、発行番号2、東書「新しい道徳」という教科書です。

採択地区協議会の選定結果どおりとすることに承認する方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。

つきましては、小学校、中学校ともに採択されましたので、あわせて議案第21号が承認されたことを確認させていただきます。

よろしいでしょうか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

では、事後のことを説明します。

まずは選定の結果のとおり採択をご承認いただきましてありがとうございます。この後、太宰府市の結果を、再度筑紫地区の採択協議会に報告しまして、各市町の意見がそろった時点で決定となります。意見が不一致の場合は、再度、採択協議会において、筑紫地区で統一した教科書を選定することとしていますので、再度会議を持ち、ご審議いただくこととなります。

また、教科書採択に関する信頼を確保するため、教科書採択に関しては、無償措置法第15条及び無償措置法施行規則第7条により、義務教育諸学校については、採択権者が採択を行ったときは、遅滞なく当該教科書の種類、当該教科書を採択した理由、教科書研究のために作成した資料、採択地区協議会の会議の議事録の公表の努力義務が規定されています。また、地教行法により、教育委員会の会議の議事録については、作成、公表するという努力義務も規定されています。

採択事務に関する情報公開の請求の対応については、今回、採択協議会の事務局を担当しています大野城市での対応となります。

また、各市町の広報紙、これは10月1日号の予定ですが、広報紙でも採択結果についてお知らせをすることとなります。

以上です。

この件について、よろしいですか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

それでは、これをもちまして、7月定例会を閉会したいと思います。異議はありませんか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

では、異議なしと認め、これで7月定例会を閉会いたします。

午後3時05分 閉会